

○運営基準省令の解釈通知について

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（以下、「解釈通知」という。）が令和3年3月16日に改正されました。この改正内容の中で市公式 YouTube にて動画配信している介護保険制度改正の説明に含まれていない内容についてお知らせいたします。

なお、解釈通知の改正内容のうち一部分のみの説明になりますので、解釈通知を必ず一読いただきますようお願いいたします。

【全サービス共通】

○感染症対策の強化について（3年間の経過措置あり）

感染対策委員会については、委員会の構成メンバー、委員会での検討内容が具体的に明示されています。委員会の開催は6月に1回以上と必要に応じて随時となっています。

指針については、平常時の対策及び発生時の対応を規定するとされており、指針に記載すべき項目も明示されています。「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

「介護現場における感染対策の手引き」掲載場所

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

研修については、年1回以上開催し、新規採用時にも感染対策研修を行うことが望ましいとされています。研修の内容についても明示されています。

訓練については、年1回以上行うこととされています。

○業務継続に向けた取組の強化（3年間の経過措置あり）

業務継続計画の策定については、国のガイドラインを参照とされている。業務継続計画の項目については、想定される災害が地域によって異なるため実態に応じて設定すること。

必要な研修や訓練の内容が明示されており、開催回数は年1回以上となっています。

○ハラスメント対策の強化

ハラスメントに対する必要な措置の具体的な内容は、労働施策総合推進法や指針に規定されているとおりとなっている。集団指導の通常編の地密・居宅共通資料（7ページ～）にハラスメント防止対策のパンフレットを付けています。必要な措置の内容などがわかりやすく書かれていますので参考にしてください。

○高齢者虐待防止の推進（3年間の経過措置あり）

運営規定に定める事項として追加された「虐待の防止のための措置に関する事項」に記載すべき内容が明示されています。

虐待防止検討委員会については、委員会の役割、構成メンバー、委員会での検討内容が具体的に明示されています。

また、委員会は他の会議と一体的に運営しても差し支えないとされています。

虐待の防止のための指針、従業者に対する研修内容と研修回数が明示されています。

○記録の整備

記録の保存年限の起算となる「完結の日」の定義が明示されました。契約の終了により一連のサービス提供が終了した日、運営推進会議は記録を公表した日とされました。

【居宅介護支援】

○内容及び手続きの説明及び同意

指定居宅介護支援の提供にあたって利用者に説明すべき内容として、

- ・前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ・前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

について文書を交付して口頭での説明を行い、利用者から署名を得なければならないとされています。

運営基準減算に該当する項目となりますので、令和3年4月以降に新規に契約する利用者には、必ず文書を交付し、説明し、署名を得るようにしてください。

「前6月間」については、前期（3月1日から8月末日）と後期（9月1日から2月末日）となっており、令和3年4月の新規利用者に対しては、後期の割合の説明をすることとなります。

【地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護】

○認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症介護基礎研修の受講義務付けの対象とならない者は下記のとおり。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師。